

# 一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構

## 運営規則・運営要領

令和8年7月

# 一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 運営規則

令和 7 年 10 月 1 日制定

## 第 1 章 総 則

第 1 条 当法人は、一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構（以下、「機構」という）と称す。

第 2 条 機構は、本運営規則に則り、「一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 運営要領」を作成し、この運営要領に従って運営実務を行う。

## 第 2 章 目的および事業

第 3 条 機構は、関西圏地盤情報協議会（以下、「協議会」という）の諮問を受けて、関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）を“関西圏の財産”と位置づけ、関西圏における地盤情報活用の更なる発展を担うため、次の役割を果たすことを目的とする。

- ・データベースの構築，追加，更新及び維持管理
- ・データベースの相互利用，提供

第 4 条 機構は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) データベースの構築，データの追加・更新
- (2) データベースの維持管理
- (3) データベースの提供実務
- (4) 地盤情報に関する調査・研究
- (5) 書籍刊行及び販売
- (6) その他、機構の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

第 5 条 機構は、データベースの運用を担う法人または団体、個人を会員として募集する。会員は、次の 3 種とする。

- (1) 特別会員……協議会に所属する行政機関及び公共・公益を目的とする法人または団体
- (2) 一般会員……特別会員以外の法人または団体
- (3) 学識会員……学識経験を有する個人

2 行政機関は機構の運営に関与しない

第 6 条 会員の入会及び退会の手続きと許可は、定款に従う。

## 第4章 資産および会計

第7条 機構の資産は、次のとおりとする。

- (1) 特別会員，一般会員からの会費による収入
- (2) 関西圏地盤情報データベースの貸出し等による収入
- (3) その他の収入

第8条 機構の資産のうち現金は，銀行口座に預け入れし，管理する。

第9条 機構の事業遂行に要する費用は，資産収入をもって支弁する。

第10条 機構の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事会において決定し，社員総会の承認を受けなければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

第11条 機構の収支決算は，毎会計年度終了後2箇月以内に作成し，社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 機構の収支に関わる監査は，機構の監事により実施する。
- 3 機構の収支決算に余剰金のあるときは，翌年度に繰り越す。

第12条 機構の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

## 第5章 代表および職員

第13条 会費請求等において機構の代表は機構の代表理事とする。

第14条 機構の役務を担当する者は，理事会が選任する職員とする。

## 第6章 会 議

第15条 特別会員，一般会員へのデータベースの頒布及び機構の活動に関わる情報提供，意見回収を目的として，データベース利用連絡会を年1回開催する。

第16条 代表理事は，協議会総会と幹事会に出席し，必要に応じて報告を行う。

## 第7章 規則の変更ならびに運営事務の解除

第17条 機構の運営規則を変更する場合は，社員総会の承認を得なければならない。

## 第8章 補 則

第18条 この規則は、機構社員総会で承認を受け、機構が活動を開始する日から施行する。

### 付 則

1. 本運営規則は令和7年10月1日から施行する。

# 一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 運営要領

令和 7 年 10 月 1 日制定

## 1. 総則

この運営要領は、一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構（以下、「機構」という）運営規則第 2 条に基づき、機構の運営実務に必要な事項を定めたものである。

機構は、「一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 運営規則」及び「関西圏地盤情報協議会・一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構協定書」を遵守し、関西圏地盤情報協議会（以下、「協議会」という）幹事会の諮問に従って事業を実施する。また、機構は協議会にその実施状況を報告する。

機構は、協議会より関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）の提供を受け、所有するコンピュータ・システム上にデータベースを設置し、そのデータベースの運営に関する実務を行う。

## 2. 事業

機構は、運営規則第 4 条に従い次の事業を行う。

### （１）地盤調査情報のデータベースへの追加・更新

- ◇ 協議会より貸与される地盤調査情報のデータベースへの追加・更新（入力作業）を行う。
- ◇ 入力本数は、年間 500 本を目標数とし、収入予算に応じて本数を調整する。
- ◇ 協議会より依頼された場合は、協議会構成員のデータ収集を補助する。
- ◇ 提供された資料原本は PDF 化を行い、入力作業や入力ミス等に対処するために保管する。

### （２）データベースの維持管理

- ◇ データベースのマスターデータを一括して保管・管理する。
- ◇ 入力データにミスが認められた場合は、修正作業を行い、品質の維持に努める。

### （３）データベースの提供実務

- ◇ 機構会員及び会員以外の研究利用者のデータベースの提供実務を行う。

### （４）地盤研究活動

- ◇ 研究委員会等において地盤情報に関する調査・研究成果を取り纏め、建設工事や地域防災等に資する情報発信に努める。

### （５）その他、機構の目的を達成するために必要な事業

### 3. 会員

機構は、運営規則第5条に従い、次の会員を募集する。

- (1) 特別会員 … 行政機関及び公共・公益を目的とする法人または団体
- (2) 一般会員 … 特別会員以外の法人または団体
- (3) 学識会員 … 学識経験を有する個人

#### (1) 参加資格

##### A. 特別会員

◇ 協議会の行政機関及び公共・公益を目的とする法人または団体を対象とし、入会を申し出たもの。

##### B. 一般会員

◇ 特別会員以外の法人または団体を対象とし、関西圏地盤情報データベース利用細則（別紙2）に同意した上で、「データベースの利用に関する誓約書」（別紙3）を提出したもの。

##### C. 学識会員

◇ 学識経験を有する個人を対象とし、関西圏地盤情報データベース利用細則（別紙2）に同意した上で、「データベースの利用に関する誓約書」（別紙3）を提出したもの。

#### (2) 入会・退会の手続き

◇ 会員の入会・退会の手続きは、次の書面の提出をもって行う。

| 会員   | 入会           | 退会         |
|------|--------------|------------|
| 特別会員 | 入会申込書（様式第1号） | 退会届（様式第4号） |
| 一般会員 | 入会申込書（様式第2号） | 退会届（様式第5号） |
| 学識会員 | 入会申込書（様式第3号） | 退会届（様式第6号） |

#### (3) 会費

- ◇ 特別会員，一般会員に対して会費を請求する。
- ◇ 会費は，年額10万円（税込）とする。
- ◇ 会費の請求は年度始めに行い，年度途中の入・退会に対して会費の減額・返金を行わない。
- ◇ 特別会員，一般会員は会費の納入をもってデータベースの利用権を得ることを周知する。

## 4. データベースの提供

機構は次のデータベースを後述の対象者に提供する。

1. 関西圏地盤情報データベース Web 配信ダウンロード版（以下、「DB-Web 版」という）
2. デジタルデータ（生データ）

### （１）DB-Web 版の提供

#### A. DB-Web 版の作成

- ◇ 機構はデータベースと利用ソフトを収録した DB-Web 版を毎年，更新・作成する。
- ◇ データベースは毎年度の新データを追加収録し，利用ソフトは一般財団法人 GRI 財団より提供する。
- ◇ DB-Web 版には，次年度の 9 月 30 日までの使用有効期限を設ける。
- ◇ DB-Web 版は，1 利用（ユース）で 1 インストール・PC の利用とする。

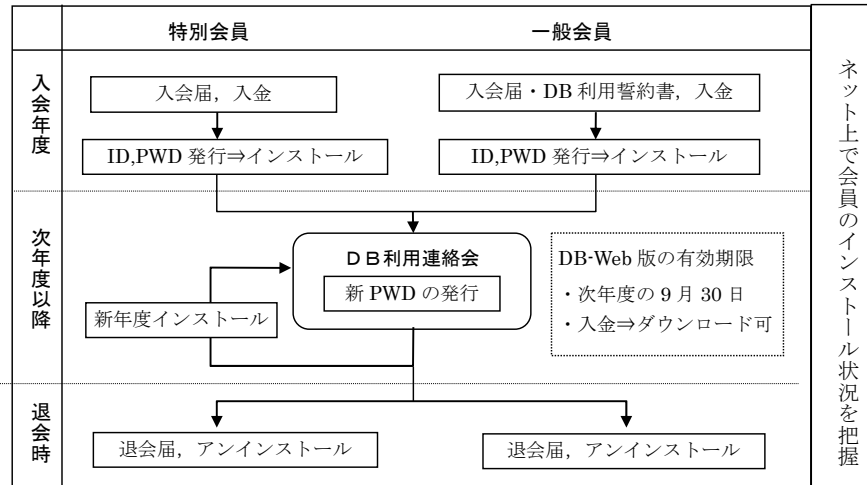
#### B. 提供手続きと利用数

- ◇ 新規の特別会員および一般会員に対しては，入会手続き終了後，ユーザーID と新年度の個別パスワードを随時発行する。
- ◇ 前年度から継続の特別会員および一般会員に対しては，年会費の入金確認後に，会員の DB-Web 版のダウンロードを操作可能とする。
- ◇ 学識会員で希望するものには，研究活動のために無償で 1 利用（ユース）を提供する。
- ◇ 各会員の利用（ユース）数は以下に記載の通りとする。
- ◇ 会員が利用数を超えて利用を希望する場合，2 利用（ユース）あたり 1 万円（税抜）を負担する。

| 会員       | 利用（ユース）数      |
|----------|---------------|
| 特別会員     | 20（インストール・PC） |
| 一般会員     | 5（インストール・PC）  |
| 学識会員（無償） | 1（インストール・PC）  |

#### C. 継続利用と退会時の対応

- ◇ 年 1 回，DB-Web 版の使用有効期限までに「DB 利用連絡会」を開催し，会員への新年度の個別パスワードの発行及び機構の活動に関わる情報提供，意見収集を行う。
- ◇ 会員が退会する場合，退会届の提出により手続きを完了する。



【参考】 関西圏地盤情報データベース Web 配信ダウンロード版の運用・使用の手順

## (2) デジタルデータ（生データ）の貸出提供

### A. 対象者と条件

- ◇ 会員にはデジタルデータ（生データ）の提供を認める。
- ◇ 提供にあたっては、利用目的が明確であり、かつ公共の利益に寄与することを条件とする。

### B. 提供方法

- ◇ デジタルデータの提供は、有償での貸出しとする。
- ◇ 利用料・作業費は下表に従って算出し、貸出期間は提供日より 1 年間とする。
- ◇ 利用希望者は「関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ貸出利用申込書」（様式第 7 号）を提出する。機構は申請内容を審査し、理事会で承認を受けた申請者にはデジタルデータを提供する。なお、提供状況は年度ごとに協議会に報告する。
- ◇ 利用者は貸出期間終了後にデータを返却し、「関西圏地盤情報データベースの貸出デジタルデータ返却報告書」（様式第 8 号）を提出する。
- ◇ 以上の詳細は、「デジタルデータ貸出提供の利用要領」（別紙 4）に定める。

| 利用数量    | 利用料   | 作業費等 | 備考                       |
|---------|-------|------|--------------------------|
| ①全データ貸出 | 45 万円 | 2 万円 | ・作業費，媒体料として 2 万円（税抜）加算する |
| ②部分的な貸出 |       |      | 算出式＝本数×1000 円/年＋作業費等     |
| 10 本以内  | 1 万円  | 1 万円 | ・利用数は 10 本単位に切上げる        |
| 11～20 本 | 2 万円  | 〃    | ・作業費，媒体料として 1 万円（税抜）加算する |
| 21～30 本 | 3 万円  | 〃    |                          |
| ...     | ...   |      |                          |

## (3) 研究利用制度

学術的研究を目的とする大学研究者等の利用に供するため、「研究利用制度」を設ける。

- ◇ この制度の利用を希望する研究者には「研究利用調書」（様式第 10 号）の提出を求め、理

事会で可否を決定する。

- ◇ データベースの提供方法は DB・Web 版とし、貸出期間は 1 年間とする。また、データ利用・貸出にかかる経費は無料とする。
- ◇ 研究利用制度の適用を受けた研究者（以下、「研究利用者」という）は、研究成果を報告する義務を負う。利用期間終了後は、速やかにデータを返却（DB・Web のアンインストール）するとともに、研究利用報告書（様式第 11 号）と研究成果物を提出する。
- ◇ 以上の詳細は「データベース研究利用制度の利用要領」（別紙 5）に定める。

#### （４）研究委員会へのデータベースの提供

機構内に設置された研究委員会等の活動において、理事会がその必要性を認めた場合は、DB・Web 版およびデジタルデータ（生データ）を無償で貸与できるものとする。貸与期間は研究委員会の活動期間内とし、研究委員会活動終了後は速やかにデータを返却し、「関西圏地盤情報データベースの貸出デジタルデータ返却報告書」（様式第 8 号）を提出する。

#### （５）会員の義務（利用上の取り決め）

データベースの提供に際しては、次の利用上の取り決めを定める。

- ◇ 会員および研究利用制度による利用者は、データベースの利用に際して、「会員 参加規則」（別紙 1）、「関西圏地盤情報データベース利用細則」（別紙 2）を遵守することを義務とする。
- ◇ 一般会員および学識会員は、入会時にこの取り決めを遵守する旨の「データベースの利用に関する誓約書」（別紙 3）を提出する。
- ◇ この取り決めに違反した場合は、データベースの提供を停止し、退会を促す。

## 5. 運営

機構は、運営規則第4章等に従い、以下の運営を行う。

### (1) 事業計画と予算編成、経理・決算処理等

- ◇ 機構の事業計画及びこれに伴う収支予算は、機構社員総会の承認を受ける。事業計画及び収支予算を変更する場合は理事会で審議する。
- ◇ 事業による収支の経理処理は、毎会計年度終了後2箇月以内に作成し、機構社員総会の承認を受ける。
- ◇ 収支に関わる監査は、機構の監査体制により実施する。
- ◇ 収支決算に余剰金のあるときは、翌年度に繰り越す。ただし、過大な余剰金を次年度に繰り越さないこととする。

### (2) 収入

1. 特別会員、一般会員からの会費による収入
2. DB・Web版およびデジタルデータ（生データ）の貸出し等による収入
3. その他の収入

### (3) 支出

機構の支出は、原則として以下の費目とする。

1. 基礎運営費
2. データベース維持拡張費
3. DB・Web版の作成・管理費
4. その他経費

DB利用連絡会、研究委員会における講演謝礼等については、「一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 旅費・謝金等支給要領」に従うものとする

## 一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 会員 参加規則

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構

令和 7 年 10 月 1 日 制定

### 第 1 章 総 則

第 1 条 この規則は、一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構（以下、「機構」という）に参加する会員の参加規則を定めたものである。

### 第 2 章 目 的

第 2 条 会員は、関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）を広く公益のために利用することを目的とする。ここで、“公益”とは、学術的研究、防災、一般も含む建設事業の安全・効率化等の広い意味での公共の利益に寄与する活動のことをいう。

### 第 3 章 会 員

第 3 条 会員は、運営規則第 5 条に定める 3 種とする。

- 2 会員の入会及び退会の手続きは、書面の提出をもって行う。
- 3 会員は、代表者や連絡担当者に変更のある時は、機構に速やかに連絡する。

### 第 4 章 データベースの利用

第 4 条 会員は、データベースの利用に際して、「データベースの利用に関する取り決め」を遵守する。また、一般会員及び学識会員は、入会時に「データベースの利用に関する誓約書」（別紙 3）を提出する。

- 2 データベースの提供は、「関西圏地盤情報データベース Web 配信ダウンロード版」（以下、「DB-Web 版」という）等で行う。会員のユーザーID と個別パスワードは入会時に発行する。新年度のパスワードは、毎年「DB 利用連絡会」（以下、「連絡会」という）にて発行する。
- 3 DB-Web 版の使用有効期限は、翌年度の 9 月 30 日までとする。DB-Web 版の利用は、1 利用（ユース）で 1 インストール・PC とする。

### 第 5 章 会費とデータベース利用の権利

第 5 条 会員は、毎年、会費を機構に支払う。会費額は年 10 万円（税込）とする。

- 2 会費の請求は年度始めに行う。年度途中の入・退会に対して会費の減額・返金を行わない。
- 3 会員は、会費の納入をもってデータベースを利用する権利を得ることとする。

## 関西圏地盤情報データベース利用細則

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構  
令和 7 年 10 月 1 日 制定

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構（以下、「機構」という）が運営する関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）は、以下の取り決め事項を遵守の上、利用していただきます。

## 1. 利用手続き

データベースは、機構の所定の手続きに従って入会の申込みを行い、入会が許可された会員のみが利用することができます。

会員のうち一般会員および学識会員は、本細則の内容を遵守する旨の「データベースの利用に関する誓約書」（別紙 3）を機構に提出しなければなりません。

## 2. 利用目的

データベースの利用は、学術的研究や防災、一般も含む建設事業の安全・効率化などの広い意味での公共の利益に寄与するものでなければなりません。

## 3. データ利用上の責任

データベースは、データ入力の商品品質確保に努めていますが、完全なものではありません。また、原本の商品品質についても吟味が十分ではありません。データの信頼性については、データベースの多数のデータをもとに利用者の責任で判断してください。協議会及び機構は、一切の責任を負いません。

## 4. データベースの管理

データベースは、会員の責任において管理してください。適正な管理と利用がなされない場合は、利用権の取り消し（返却）を求める場合があります。この場合は、利用会費の返金はいたしません。

## 5. 不正使用、第三者への譲渡の禁止

データベースのデータの所有権は提供機関に帰属し、機構はデータベースを管理・運営しています。よって、データベースをいかなる事由によっても無断で複写することを禁じます。また、データベースを会員以外の第三者に譲渡してはなりません。

## 6. 利用成果の公表

データベースを利用して得られた成果を公表する場合は、“関西圏地盤情報データベースを利用”した旨を公表物に明記してください。また、公表物を機構に送付してください。

---

注）データの転売、営業、建築確認申請等における虚偽の利用等は、データ公開の趣旨に反する行為であり、データベースの利用目的としては認められません。

## データベースの利用に関する誓約書（一般会員・学識会員）

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構（以下、「機構」という）が運営する関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）の利用に関して、次のとおり誓約いたします。

### 第1条（対象）

この誓約書が対象とするデータベースは、関西圏地盤情報データベースとします。

### 第2条（利用目的）

データベースの利用にあたっては機構の活動目的を十分に理解し、データベースの利用上の注意である「関西圏地盤情報データベース利用細則」（別紙2）を遵守して利用します。

### 第3条（データベースの管理等）

データベースは、自機関の責任において管理します。

### 第4条（データベースの複写等の禁止）

データベースのみの二次的利用、譲渡、貸与のための複写はしません。

データベースのデータの全部または一部を第三者に貸与、譲渡することはしません。

### 第5条（データベース利用上の責任等）

データベースのデータの信頼性については自機関の責任で判断し、データベースの利用で生じた損失等に対して賠償等の請求は一切しません。

### 第6条（データベースによる成果の公表）

データベースを利用して得た成果を公表する場合は、“関西圏地盤情報データベースを利用”した旨を明記します。

### 第7条（誓約書の周知・遵守）

本誓約書の内容は自機関内に周知し、遵守するよう努めます。

### 第8条（返却）

退会の際、および自機関の過失または故意により本誓約書の内容に違反した場合は、顛末書を提出し、機構の求めに応じてデータベースおよびこれに関する一切の資料を返却します。

### 第9条（協議事項）

この誓約の改定を必要とするとき、またこの誓約に定められていない事項および本誓約書の解釈上の疑義等については、必要の都度速やかに相談し、円満に解決を図るようにします。

この誓約の証として、本誓約書2通を作成し、記名捺印のうえ内1通を提出します。

年 月 日

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 代表理事 殿

代表者

印

## デジタルデータ貸出提供の利用要領

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構  
令和 7 年 10 月 1 日 制定

関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ（生データ）の貸出提供の利用にあたっては、以下の要領に従ってください。

### 1. デジタルデータの利用手続き

デジタルデータ貸出対象者は、一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構（以下、「機構」という）の会員とします。

利用にあたっては、「関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ貸出利用申込書」（様式第 7 号）を機構へ提出してください。機構は利用申請の内容を審査確認し、理事会で承認を受けた申請者にはデータ提供の実務を行います。なお、利用目的が、「関西圏地盤情報データベース利用細則」の“利用目的”にそぐわない場合は、貸出を行いません。

### 2. デジタルデータの貸出

デジタルデータの貸出は、電子媒体により行います。

データの貸出期間は、貸出開始日より 1 年間です。

データ利用料は、機構の運営要領に従い、機構より請求します。

### 3. デジタルデータの返却

利用者は、貸出期間終了後、直ちにデジタルデータを返却してください。返却時には、「関西圏地盤情報データベースの貸出デジタルデータ返却報告書」（様式第 8 号）を提出し、データの複写等を行った場合は、全てを削除してください。

また、以下の場合は、貸出期間未了であっても速やかに返却してください。

- ・機構の会員を止め、退会する場合
- ・貸出期間内に利用が終了した場合
- ・機構が利用の中止を通告した場合

以上の返却手続きについて、デジタルデータ（提供媒体）の返却およびデータ返却報告書を確認後、機構事務局より「関西圏地盤情報データベースの貸出デジタルデータ返却受領書」（様式第 9 号）を発行します。

### 4. デジタルデータの利用に関する取り決め

利用者は、“利用目的”，“データ利用上の責任”，“データベースの管理”，“不正使用，第三者への譲渡の禁止” および “利用成果の公表” の各事項については、「関西圏地盤情報データベース利用細則」（別紙 2）に規定される内容を遵守してください。

## データベース研究利用制度の利用要領

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構  
令和 7 年 10 月 1 日 制定

関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）の「研究利用制度」（以下、「本制度」という）の利用にあたっては、以下の要領に従ってください。

### 1. データベースの利用手続き

本制度の適用対象者は、学術的研究を目的とする非会員の大学研究者等です。

本制度の利用を希望する研究者は、「関西圏地盤情報データベース研究利用調書」（様式第 10 号）を提出してください。一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構（以下、「機構」という）の理事会で可否を決定します。

### 2. データベースの提供

本制度の適用を受けた研究者（以下、「研究利用者」という）には、データベースを提供します。データベースの提供方法は **DB-Web** 版のみとします（デジタルデータ（生データ）は対象外）。

データベースの貸出期間は、貸出日より 1 年間です。

データベースの貸出にかかる経費は無料とします。

### 3. データベースの返却・延長

貸出期間終了後は、速やかにデータを返却（DB-Web のアンインストール）してください。

研究内容の変更または貸出期間の延長を希望される場合は、それまでの研究成果を報告のうえ（4. 研究成果の報告）、再度、研究利用調書を提出してください。

### 4. 研究成果の報告

提供期間の終了とともに、研究成果を機構に報告してください。

報告内容は、「関西圏地盤情報データベース研究利用報告書」（様式第 11 号）と「研究成果物」の提出とします。「研究利用報告書」については、機構のホームページに公開します。

また、機構の会員等への研究成果の報告を依頼する場合があります。

### 5. データベースの研究利用に関する取り決め

研究利用者は、“利用目的”，“データ利用上の責任”，“データベースの管理”，“不正使用，第三者への譲渡の禁止” および “利用成果の公表” の各事項については、「関西圏地盤情報データベース利用細則」（別紙 2）に規定される内容を遵守してください。

## 旅費・謝金等支給要領

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構  
令和 8 年 7 月 1 日 制定

(適用)

第 1 条 一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構の旅費，交通費，執筆料および謝金等の支給については，この要領に定めるところによる。

(旅費)

第 2 条 旅費は、原則として、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(宿泊費)

第 3 条 宿泊費は、業務上必要と認めた場合に、原則として実費を支給する。  
但し、上限は 15,000 円とする。

(執筆料の算定)

第 4 条 執筆料（校正を含む）は刷り上がり 1 ページにつき 2000 円以内とする。

(謝金)

第 5 条 講師並びに司会者等に対する謝金は次の通りとする。

| (区 分)     | (謝金額)    |
|-----------|----------|
| ・ 外来特別講師  | 15,000 円 |
| ・ 講習会の講師  | 10,000 円 |
| ・ 討論会の司会等 | 3,000 円  |

(付 則)

この要領は，2026 年度定期総会の決議により 2026 年 7 月 1 日から適用する。

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 特別会員 入会申込書

特別会員として入会を申し込みます。

年 月 日

1. 申込者（代表者）

機 関 名 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

代表者役職 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

2. 連絡担当者（利用責任者）

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

部署・役職 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

※会報等は E-mail で送信いたしますので、必ずご記入ください。

3. 関西圏地盤情報協議会の会員種別

☐ 関西圏地盤情報協議会行政構成員

☐ 関西圏地盤情報協議会公益構成員

4. データベースの利用

関西圏地盤情報データベースの利用に際しては、「関西圏地盤情報データベース利用細則」を遵守します。

---

提出先 : (一社)関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南 2 丁目 6 番 1 4 号浪花ビル 2 階

TEL : 080-4428-3994

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 一般会員 入会申込書

一般会員として入会を申し込みます。

年 月 日

1. 申込者（代表者）

法人/組織名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_ 印

代表者役職： \_\_\_\_\_

2. 連絡担当者（利用責任者）

担当者氏名： \_\_\_\_\_

部署・役職： \_\_\_\_\_

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

※会報等は E-mail で送信いたしますので、必ずご記入ください。

3. データベースの利用

関西圏地盤情報データベースの利用に際しては、「関西圏地盤情報データベース利用細則」を遵守します。

---

提出先：（一社）関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南2丁目6番14号浪花ビル2階

TEL：080-4428-3994

|      |       |  |  |
|------|-------|--|--|
| 受付番号 | 受付年月日 |  |  |
|      |       |  |  |

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 学識会員 入会申込書

学識会員として入会を申し込みます。

年 月 日

1. 申込者（利用責任者）

氏 名： \_\_\_\_\_

部署・役職： \_\_\_\_\_

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

※会報等は E-mail で送信いたしますので、必ずご記入ください。

2. データベースの利用

関西圏地盤情報データベースの利用に際しては、「関西圏地盤情報データベース利用細則」を遵守します。

---

提出先：（一社）関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南2丁目6番14号浪花ビル2階

TEL：080-4428-3994

|      |       |  |  |
|------|-------|--|--|
| 受付番号 | 受付年月日 |  |  |
|      |       |  |  |

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 特別会員 退会届

特別会員を退会します。

年 月 日

1. 会員

機 関 名 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

代表者役職 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

2. 提供データ

関西圏地盤情報協議会に提供した地盤データについては、協議会に扱いを一任します。

---

提出先 : (一社) 関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南2丁目6番14号浪花ビル2階

TEL : 080-4428-3994

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 一般会員 退会届

一般会員を退会します。

年 月 日

1. 会員

法人/組織名 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

代表者役職 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

退会理由 :

---

提出先 : (一社) 関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南2丁目6番14号浪花ビル2階

TEL : 080-4428-3994

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 学識会員 退会届

学識会員を退会します。

年 月 日

1. 会員

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

役 職 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

退会理由 :

---

提出先 : (一社)関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南 2 丁目 6 番 1 4 号浪花ビル 2 階

TEL : 080-4428-3994

年 月 日

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 御中

(機関・申請者名, 印)

## 関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ 貸出利用申込書

下記目的により, 関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ貸出利用を申し込みます。

なお, データの利用に際しては「デジタルデータの貸出提供の利用要領」に従い, 「関西圏地盤情報データベース利用細則」を遵守します。また, データは, 提供を受けた日から 1 年間を経過した時点で速やかに返却します。

### 記

**利用目的 (名称) :** ※索引となる程度に簡単に記述する

**具体的な内容 :** ※具体的に記述する

**対象地域 :** ※例えば “大阪市此花区および大正区”, 別途地図を提示

**利用者・連絡先 :** ※会員機関名, 担当者名, 所属・部署, 連絡先, 電話番号を明記

**貸出料請求先 :**

---

提出先 : (一社) 関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南 2 丁目 6 番 1 4 号浪花ビル 2 階

TEL : 080-4428-3994

年 月 日

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 御中

(機関名・申請者名，捺印)

関西圏地盤情報データベースの貸出デジタルデータ  
返却報告書

標記について，貸出期間終了となりましたので，貸出しを受けたデジタルデータを下記のとおり返却します。なお，利用作業上，複写等を行ったデータは消去しました。

記

機関名：\_\_\_\_\_

貸出日：\_\_\_\_\_年 月 日

返却日：\_\_\_\_\_年 月 日

---

提出先：(一社)関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南2丁目6番14号浪花ビル2階

TEL：080-4428-3994

年 月 日

御中

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構

関西圏地盤情報データベースの貸出デジタルデータ  
返却受領書

標記について、下記の通りデジタルデータおよびデータ返却報告書を受領しました。

記

機関名： \_\_\_\_\_

貸出日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受領日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

---

提出先：（一社）関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南2丁目6番14号浪花ビル2階

TEL：080-4428-3994

年 月 日

## 関西圏地盤情報データベース研究利用調書

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 御中

研究代表者 氏名

印

所属研究機関・職・E-mail

下記の研究にデータベースの利用を申し込みます。

利用形態： DB-Web 版

研究課題： \_\_\_\_\_

研究内容：（関連する資料等を添付する）

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

研究成果（予定）：

---

---

研究組織（氏名，所属機関・職・E-mail）：

---

---

### （利用条件）

- ・データベースの貸出期間は貸出の日から 1 年間です。期間を延長される場合は再申請を行ってください。
- ・研究内容が変更された場合にも，再申請を行ってください。
- ・データの利用に際しては，「関西圏地盤情報データベース利用細則」を遵守してください。
- ・研究利用者は，貸出期間の終了時または期間延長時に，研究利用報告書（様式第 11 号）を提出してください。  
同報告書は機構の HP に公開します。また，研究成果（論文等）も提出してください。
- ・機構から依頼された場合，研究利用者は成果の報告を行ってください。
- ・研究終了後は，速やかにデータベースを返却してください。

提出先：（一社）関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南 2 丁目 6 番 1 4 号浪花ビル 2 階

TEL：080-4428-3994

## 関西圏地盤情報データベース研究利用報告書

|            |           |     |       |
|------------|-----------|-----|-------|
| 研究課題       |           |     |       |
| 研 究 者      | (所属と氏名)   |     |       |
| 研究期間       | 年 月 ～ 年 月 | 報告日 | 年 月 日 |
| 研究目的：      |           |     |       |
| 研究内容と成果：   |           |     |       |
| 公開資料（論文等）： |           |     |       |

※貸出期間終了後，研究利用報告書（本様式）と研究成果（論文等）を提出してください。  
 ※研究利用報告書は，機構の HP で公開します。

一般社団法人 関西圏地盤情報運営機構 会員

代表者・連絡担当者の変更連絡書

下記の通り、変更しますので連絡します。

年 月 日

1. 会員の法人/組織名

\_\_\_\_\_

2. 代表者（ ☐ 変更, ☐ 変更なし）

氏名： \_\_\_\_\_

役職： \_\_\_\_\_

3. 連絡担当者（利用責任者）（ ☐ 変更, ☐ 変更なし）

氏名： \_\_\_\_\_

部署： \_\_\_\_\_

役職： \_\_\_\_\_

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

※会報等は E-mail で送信いたしますので、必ずご記入ください。

3. 備考

提出先：（一社）関西圏地盤情報運営機構

〒531-0075 大阪市北区大淀南2丁目6番14号浪花ビル2階

TEL：080-4428-3994